

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月	
					入院	入院外				
鳥取県	県内各市町村	身体障害者	81	1～2級身体障害者手帳の所持者	原則、医療費の二割負担。 なお、本人所得に応じ次のとおり月額上限負担とする。 ○一般 入院: 10,000円 入院外: 2,000円 ○低所得(※) 入院: 5,000円 入院外: 1,000円 (*本人が市町村民税非課税者) ただし、次の①～③の場合は自己負担額なし ①市町村民税非課税世帯の者 ②人工透析や統合失調症など自立支援医療の高額治療継続者(重度かつ継続)に係る医療に該当する場合 ③障害者自立支援法等の「境界層」 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分		
		知的障害者	82	1. IQ35以下の者 2. IQ50以下で3～4級身体障害者手帳の所持者						
		精神障害者	83	1級精神保健福祉手帳の所持者						
		特定疾病	84	1. 20歳未満の国が定める慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患等の患者 2. 20歳以上の先天性代謝異常(先天性クレチン病、フェニルケトン尿症等)の患者					医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯: 上限15日/月まで(18,000円/月)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし
		小児医療	85	小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯: 上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし
		ひとり親家庭	87	18歳の年度末までの児童及びその養育者						
	県内各市町村(*)	小児医療	85	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢の拡大(小学校就学前→中学校卒業まで) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯: 上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分	
	県内各市町村(*)	小児医療	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大(中学校卒業まで→18歳まで) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯: 上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円(上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。